

音威子府村「地域活性化起業人」（木遊館）募集要綱

芸術文化振興の取り組みにご協力いただける企業を募集します！（専門人材協力企業募集）

施設 URL～<https://www.vill.otoinepu.hokkaido.jp/shisetsu/mokuyukan.html>

北海道で一番小さな村「音威子府（おといねっぷ）村」は、北海道上川地方北部に位置し自然に囲まれた村です。本村には、道内はもとより全国から生徒を受け入れている私立「北海道おといねっぷ美術工芸高等学校」があり、木工芸や絵画などの美術を学ぶことができる特色ある学校で、まちづくりの中核に位置付け、関係人口創出や移住等の取り組みを推進しています。

さらに今回「地域活性化起業人」を募集しています「山村・都市交流センター木遊館（もくゆうかん）」は、村の芸術文化の発信基地でもあり、私立高校と連携を深めた木工芸体験施設で、様々な木材加工機械が完備され、趣味・学習・創作活動をどなたでも気軽に「木のぬくもり」に触れることができます。

音威子府村の重要な拠点である木遊館の運営体制再構築を通じ、広く芸術文化振興の取り組みにご協力いただける企業を募集します。

【募集企業】

- ・北海道で一番人口の少ない村でのまちづくりにご賛同、ご協力いただける企業等
- ・本村と地域活性化起業人制度による派遣に関する協定の締結をしていただける企業等
- ・芸術文化振興及び施設運営などに関する専門的知見や技術等を有しており、かつ一定期間本村に社員等を派遣（※注1）協力することができる企業等
- ・国の「地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）推進要綱」の対象要件となる、三大都市圏に所在する企業等

（※注1）…本村の地域活性化起業人における「派遣」という用語は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律における「労働者派遣」を意味するものではなく、人を送り遣わすことを意味する一般用語を意味します。

【募集期間】 令和6年4月1日から採用決定（令和6年度中）まで

※期間中に応募があり、派遣元企業候補先との調整が完了した場合には、ただちに募集を終了します。なお、期間中に応募がない場合は、以降随時募集とします。

【派遣希望人数】 地域活性化起業人 1名

【派遣開始日】 令和6年4月1日以降 ※派遣元企業と協議により決定

【事業概要（ミッション）】

○概要：山村・都市交流センター木遊館（もくゆうかん）の魅力化を図り、施設の継続的かつ発展的な運営を目指し、運営体制の見直しや適切な運営体制の再構築を行っていただきます。

以下は具体的な業務内容となります。

①施設の運営、管理及び運営体制再構築業務

- ・施設の運営、管理のすべてを統括する業務（スタッフ管理含む）
- ・運営体制の全てを再検討、再構築する業務

②利用促進企画全般

- ・利用者、施設管理等委託事業者、自治体ほか様々な意見を調整及び整理し、利用促進に向けた活動の企画立案とその事業を実施する業務

③他施設及び団体連携検討及び実施

- ・エコ・ミュージアムおさしまセンター、国立高校、北海道大学中川研究林、村外木工芸施設等の村内施設や村外施設、各種団体との連携検討及びその事業を実施する業務

④利用者増を目指す企画の立案及び実施

- ・利用者増に向けた様々な企画の立案とその事業を実施する業務

⑤委託先事業者等との協議及び調整

- ・施設管理等委託事業者等との各種協議を行い調整する業務（※令和6年度の施設の運営は、地域おこし協力隊員1名のほかに施設管理等委託にて1名の配置を予定しています。）

【募集対象】

○三大都市圏（国土利用計画（全国計画）（平成20年7月4日閣議決定）に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。以下同じ。）に所在する企業等に勤務する者（三大都市圏に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外に勤務する者を含む。）であること（ただし、入社後2年未満の者は除くものとし、企業等からの派遣の際現に受入自治体の区域に勤務する者を除く。）。

○6月以上3年以内の期間、継続して受入自治体に派遣され、地域活性化や定住促進、さらには地方圏へのひとの流れを創り出すことを目指し、地域独自の魅力や価値の向上、安心・安全につながる業務に従事する者であること。

▽詳細につきましては、下記をご覧ください。

https://www.soumu.go.jp/main_content/000744228.pdf

○業務に伴う村内移動等を自ら対応できる方

○協定で定めた期間、継続して本村に派遣され、事業概要（ミッション）達成に必要な知見や実績、技能、能力等を有し、業務に従事できる方

○心身ともに健康で、地域住民とコミュニケーションをとりながら積極的に取り組める方

○スケジュール感を持ち、関係者との協議や調整を円滑に進めることが得意な方

○業務全体を俯瞰し、多角的な視野で物事をとらえることができる方

○芸術やアートを通じたまちづくりに関心のある方

○施設運営や地域資源魅力化の知見や実績を有する方

【勤務地ほか】

○勤務場所は、主に山村・都市交流センター木遊館とします。

- 派遣元企業の身分を有したままとする在籍派遣とします。
- 労働時間をはじめとした労働条件については、本村の条例、規則等を原則とし、派遣元企業と協議するものとします。
- 派遣期間中は、音威子府村の休日を定める条例（平成7年施行音威子府村条例第1号）に規定する日を除いた日の半数以上を、音威子府村内で勤務することとします。
- 派遣される社員に対して、音威子府村への住民票の異動を求めません。

【待遇・福利厚生】

- 派遣期間中の社会保険、福利厚生、給与等は、派遣元企業の規定等によるものとします。
- 住宅（要協議）：旧高齢者生活福祉センター居住部門をお勧めします。
（鉄筋ワンルーム1階・玄関・風呂・ランドリーが共用、家賃月額（上下水道・電気料・暖房費・税込）：夏期 17,000 円～22,000 円・冬期 20,000 円～27,000 円）

【派遣期間】 ミッション達成完了を目標として6ヶ月以上3年未満（派遣元企業と協議）
（※ただし、令和7年度以降は毎年度予算成立が条件）

【費用負担】 社員の派遣・従事等に要する費用として、年額560万円を限度として派遣元企業に負担します。（※ただし、派遣開始が年度途中となる場合は月割りにより計算）

【手続き方法等】

- 専門人材派遣をご検討いただける場合、また詳細内容の確認や派遣検討に向けた協議等、ご対応いただける企業は、下記担当までご連絡をお願いいたします。
- ご応募の場合は、下記の書類提出をお願いいたします。
 - ①音威子府村地域活性化起業人申出書（指定様式）
 - ②会社概要がわかる資料（任意様式）
 - ③派遣予定社員の職務経歴書（任意様式）
- 申出書等により「書類選考」を実施し、通過された方（企業）に対してヒアリングによる最終選考を行います。
- 最終選考の結果は文書にて通知します。本村での派遣の受け入れを決定した場合、派遣元企業との調整、協定等締結の諸手続きを行います。

▼お問い合わせ先

〒098-2501

北海道中川郡音威子府村字音威子府444番地1

音威子府村役場 総務課地域振興室

TEL：01656-5-3311

E-mail：tiikishinkou@vill.otoineppu.hokkaido.jp

〔様式〕

令和 年 月 日

音威子府村地域活性化起業人申出書

音威子府村長 遠藤 貴幸 宛

住 所：

商号又は名称：

代 表 者：

音威子府村において募集している地域活性化起業人について、募集内容を承諾の上、次の通り申し出ます。

なお、「地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）推進要綱について（通知）」（令和3年3月30日総行応第78号）に定める派遣元企業及び地域活性化起業人としての要件を満たしていること、また提出書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 申出内容

派遣社員氏名（ふりがな）		
勤務年数（令和6年4月1日現在）		
派遣可能期間		
派遣可能開始日		
月当たりの派遣可能日数		
派遣調整担当者	所属	
	氏名（ふりがな）	
	電話番号	
	メールアドレス	

※派遣社員が申出時点において決まっていない場合は、派遣社員の氏名・勤務年数の欄は、空白のままです。

2 添付書類

- ・会社概要がわかる資料（任意様式）
- ・派遣予定社員の職務経歴書（任意様式）

3 誓約事項

- ・自社または自社の役員等が、「暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）」、「暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）」、「暴力団員と密接な関係を有する者」に該当しないこと。
- ・国税、都道府県税及び市町村税に未納がないこと。